・道路橋における鋼方杖ラーメン橋または鋼トラス橋の上部工の支承取替
・道路橋における鋼方杖ラーメン橋または鋼トラス橋の上部工の桁補強
・道路橋における鋼方杖ラーメン橋または鋼トラス橋の上部工の落橋防止構造設置（新設工事含む）
・道路橋における鋼方杖ラーメン橋または鋼トラス橋の上部工の新設工事
ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事
以下のいずれかの施工実績があること
・道路橋における鋼橋の上部工の耐震補強
・道路橋における鋼橋の上部工の支承取替
・道路橋における鋼橋の上部工の桁補強
・道路橋における鋼橋の上部工の落橋防止構造設置（新設工事含む）
・道路橋における鋼橋の上部工の新設工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、本工事は余裕期間を設定することができる工事であり、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
①　現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。
②　主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。
③　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成18年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事
以下のいずれかの施工実績があること
・道路橋における鋼橋の上部工の耐震補強
・道路橋における鋼橋の上部工の支承取替
・道路橋における鋼橋の上部工の桁補強
・道路橋における鋼橋の上部工の落橋防止構造設置（新設工事含む）
・道路橋における鋼橋の上部工の新設工事

④　主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
⑤　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑥　詳細設計において、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
㋐　設計管理技術者：技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリート)、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート)、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート)、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（設計)、上級土木技術者（設計又は橋梁）又は１級土木技術者（設計又は橋梁))
㋑　照査技術者：技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート)、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート)、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート)、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（設計)、上級土木技術者（設計又は橋梁）又は１級土木技術者（設計又は橋梁))
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。
確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑸　競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号)」に基づき、「地域３」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。
⑹　施工計画が適切であること。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に建設業法に基づく配置ができること。
ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。
⑾　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㋐　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役